

【区域別届出対象行為基準】

届出行為の種類	区域区分			
	景観計画区域	景観形成促進地区	景観形成重点地区	
			街なみ調和ゾーン	街なみ形成ゾーン
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超 又は 延べ面積1,000㎡超	高さ13m超 又は 延べ面積500㎡超	高さ10m超 又は 延べ面積500㎡超	・延べ面積10㎡超 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為の面積が10㎡超
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超	高さ13m超 又は 築造面積500㎡超	高さ10m超 又は 築造面積500㎡超	・高さ10m超 又は 築造面積10㎡超 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該行為の面積が10㎡超
開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)	開発面積 都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超	開発面積3,000㎡超		
木竹の伐採	伐採面積1,000㎡超(間伐・下刈等の維持管理のための行為を除く。)			
屋外における土石、廃棄物、その他の物件の堆積	堆積期間が90日以上を超え、かつ、堆積を行う土地の面積が500㎡(特別沿道地区については100㎡)以上または堆積の高さが高さ4m(特別沿道地区については2m)以上			
鉋物の掘削または土石類の採取	採取面積3,000㎡超または高さ5m以上			
土地の区画形質の変更	区域面積3,000㎡超 (ただし、既存の建築物等の管理のために必要なものは除く)			

※太陽光発電設備の設置については、太陽光パネルの合計面積、又は太陽光パネルの最上部から最下部(地盤面)までの高さ(高低差)により行為の規模を判断します。